

マイナンバーの通知カードは届きましたか？

本町でも10月下旬から順次、皆さんの住民票上の住所にマイナンバー(個人番号)の通知カードが届けられています。

まだ、お手元に届いていない方は、お手数ですが下記までお問い合わせください。

通知カードはこのようになっています

The image shows a notification card and an application form. The notification card includes the My Number (0123 4567 8901), name (花子), address (〇〇県△△市□□町〇丁目△番地1-1-1), and birth date (平成5年3月31日). The application form has fields for My Number ID (1234 5678 9012 3456 7890 123), name (花子), address, and birth date. It also includes a QR code and a visual/voice code (10000019 01/01 3190110000019#).

ここに、あなたのマイナンバー(個人番号)が書かれています。大切に保管してください。

この部分が通知カードです

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付を希望される方は、この部分を切り取って記入し、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

※すぐに必要ではないという方は、保管しておいてください。

通知カードの送付・個人番号カードの申請交付などに関する問い合わせ先

- 役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)
- 川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

マイナンバーに関する問い合わせ先/コールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎ 0 5 7 0 - 2 0 - 0 1 7 8

滞納は許さない! さらに強化します 滞納処分

自立した町づくりのために

滞納は、納税している方と公平性を欠く、決して許されない行為です。町税などの収入は、町が存続するための貴重な自主財源であり、滞納すると町の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すことになります。

住みよいまちづくりのためにも、納期内納付の徹底をお願いします。

滞納者を引き継ぎます - 釧路・根室広域地方税滞納整理機構 -

滞納処分を専門に処理し、町村に代わって徴税につなげるため、釧路・根室管内11町村(本町を含む)で「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」を設立し、積極的な滞納整理を進めています。

この組織は、例えば弟子屈町から引き継がれた滞納者が、滞納額全額の一括納付、または1年以内の短期的な分割納付をしなければ、徹底した財産調査などを行った上で差し押さえを行い、強制的に徴収します。

また、引き継がれた滞納者については、徴収のための戸別訪問は行わず、差し押さえなどの滞納処分を粛々と進めていきます。この間、弟子屈町役場税務課での納税相談などはできなくなります。

このような滞納処分を受けないためにも、同機構への引き継ぎの対象にならないよう、税の納期内納付や早めの納税相談をお願いします。

【機構が行う滞納処分】

- ▶ 給与/勤務先の会社へ給与照会を行い、給与を差し押さえます。
 - ▶ 敷金・家賃収入/借家の敷金や入居者の家賃を差し押さえます。
 - ▶ 動産/自動車や貴金属、家電製品などを、強制調査(家宅などの捜索)により差し押さえます。
 - ▶ 不動産/家屋や土地を差し押さえます。
 - ▶ 生命保険/生命保険を強制的に解約し、解約返戻金を差し押さえます。
 - ▶ 預貯金/銀行預金や郵便貯金を差し押さえます。
- ※これらの処分については、町でも随時実施しています。

夜間納税窓口をご利用ください

次のとおり、税務課職員を配置して夜間納税窓口を開設します。日中、役場へ来られない方は、ぜひご利用ください。納税相談も受け付けています。

- ▶ 開設日/12月16日(水)
 - ▶ 開設場所/役場庁舎(税務課)・川湯支所
 - ▶ 開設時間/午後8時まで
- ※水道課も同様に開設します。

平成27年度 町税などの納期一覧(12月~2月)

月	納期限	固定資産税	町道民税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者保険料
12月	12月25日(金)		4期	7期	4期	7期
1月	2月1日(月)			8期		8期
2月	2月25日(木)			9期	5期	9期

個人住民税の特別徴収を

釧路総合振興局と町では、個人住民税の特別徴収を行っていない事業主(給与支払者)の皆さんを対象に、平成26年度から順次、特別徴収義務者に指定する取り組みを行っています。

個人住民税の特別徴収とは、事業主の方が従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を徴収(天引き)し、従業員の方の代わりに納入していただく制度です。従業員の方にとっては、年12回に分けて徴収(天引き)されるため、普通徴収で年に4回納付書で納める場合に比べて1回あたりの負担額が少なく、納め忘れがなくなるなどのメリットがあります。

詳しくは、お問い合わせください。

12月は

町税等完納強調月間です

町税や保険料・水道料・住宅使用料などの各種使用料の納付はお済みですか？



このようなときは注意！

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、口座番号や暗証番号、年金・保険などの情報を聞いたり、お金やキャッシュカードを要求することは一切ありません。ATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることも一切ありません。こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。

「なりすまし」の郵送物にご注意ください！

- マイナンバー通知カードは、普通郵便でポストに入っていることはありません。また、配達員が代金を請求したり、口座番号などの情報を聞いたりすることはありません。
- 個人番号カードの交付申請の返信用封筒には、顔写真や個人情報を含む申請書を入れて返信していただきます。宛先が「地方公共団体情報システム機構」か確認してください。また、申請書に口座番号などを記載することはありません。

「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。人を欺くなどして他人のマイナンバーを取得すると、法律により罰せられます。ただし、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありません。

マイナンバーの利用は「社会保障」「税」「災害対策」の3つの分野に限られています。利用の手続きには、顔写真付きの身分証明証などで本人確認を徹底することになっています。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問などには十分注意し、内容に応じて相談窓口をご利用ください。

＜ご相談は、役場や最寄りの警察署のほか下記まで＞

《マイナンバー制度全般に関するご相談》

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

平日／9時30分～22時 土・日曜日、祝日／9時30分～17時30分(年末年始を除く)

《不審な電話などを受けたら》

消費者ホットライン ☎188

問い合わせ先／役場総務課情報防災係 ☎482-2912(課直通)
役場環境生活課総合サービス室 ☎482-2934(課直通)

注意！

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘・不審な電話

マイナンバー制度のコールセンターや消費生活センター、全国の市区町村の窓口などに、制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問などに関する相談が寄せられています。

被害に遭った・遭いそうになった事例

市役所の職員を名乗る者が訪問し「市役所から来た。マイナンバーカードにお金がかかる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄附をしたいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸してほしいと言われたので教えた。翌日「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たる」と、寄附を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするため金銭を要求され、現金を渡してしまった。

役所の職員を名乗る者から「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」などと電話があった。別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ、解決するためにお金を要求された。被害者がお金を引き出しに行ったところ、金融機関の職員が不審に思い警察に通報したため、被害に遭わなかった。

不審な電話・メール・手紙・訪問などの事例

行政機関を名乗って「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。

「マイナンバー制度が始まるとあなたの預金が知られてしまいます。金(きん)を隠し財産にしませんか」という電話があり、不審に思って電話を切った。

知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ「私が管理します」と言ったので、不審に思い電話を切った。

若い男性から「マイナンバーが順次、届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思い、すぐに電話を切った。

消費生活センターなどを名乗る者から「マイナンバーに関連して個人情報が業者に漏れているので、削除してあげる」といった内容の不審な電話がかかってきた。

「対応しないと高額な罰金が科されるから契約するように」といった過度に誇張した話をして、商品販売や相談業務契約などを強引に取り付けようとする電話があった。

電話で国の行政機関をかたり、制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。

スマートフォンに「重要：マイナンバーについて」と題するメールが届いた。「マイナンバーの個人情報漏えいが発覚し、このままでは携帯電話が使えなくなったり、ローンが組めなくなったりする」など危機感をあおる文章で、手続きのために別のサイトに誘導するアドレスが記載されていた。

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。